

青森県県土整備部土木工事積算業務委託実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森県が発注する土木工事積算業務（以下「積算業務」という。）について、技術的能力及び公正性を確保し、円滑な履行に資するための取扱いに関し、必要な事項を定める。但し、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人」の積算業務を除く。

(発注方法)

第2条 積算業務の発注は、指名競争入札によって行うことを原則とする。但し、特別な理由がある場合には、随意契約によることができる。

2 積算業務の発注に関して指名競争入札に付そうとする場合には、8者以上を指名する。

(指名業者等の資格)

第3条 積算業務の発注のために行う指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第7条に規定する有資格建設関連業者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に記載されていること。
- (2) 県内に本店を有していること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条第1項の規定による建設コンサルタント登録簿に登録されていること。
- (4) 第5条第1項に規定する従事認定者が2名以上所属していること。

(技術調査)

第4条 整備企画課長は、前条第1号から第3号までの全てに適合する者に所属する者であって、次条第1項に規定する従事認定者になろうとするものの技術的能力を確認するため、技術調査を実施する。

2 整備企画課長は、前項に規定する技術調査を実施する場合は、別に定める「積算業務民間委託に係る技術調査実施要項」により行う。

(積算業務従事認定者名簿)

第5条 整備企画課長は、前条第1項に規定する技術調査に、2回連続して合格した者（以下「従事認定者」という。）の番号（「積算業務従事認定者番号」という。）、氏名、生年月日、現住所、所属、合格履歴を積算業務従事認定者名簿に登載する。

2 従事認定者の資格は、第3条第1号から第3号までの全てに適合する者に所属する間において有効となる。

3 従事認定者が所属又は氏名を変更したときは、社会保険証の写しを添付した変更

届（様式は任意）を、変更した日から一箇月以内に整備企画課長に届け出ることにより資格が継続される。

（技術者等の資格）

第6条 業務を履行する管理技術者及び照査技術者並びに担当技術者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 管理技術者

青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書（以下「設計業務等共通仕様書」という。）」第1106条第3項に規定する資格を有すること。

(2) 照査技術者

前条第1項に規定する従事認定者であり、かつ、国及び県等における土木技術行政経験又は土木関係建設コンサルタントにおける実務経験を合わせて10年以上有すること。なお、照査技術者は、管理技術者又は担当技術者を兼ねることができない。

(3) 担当技術者

前条第1項に規定する従事認定者であること。

（積算基準）

第7条 積算業務に係る業務委託費の積算は、別に定める「青森県県土整備部土木工事積算業務委託標準積算基準書」による。但し、この基準によることが適当でない場合は、別途見積等により算定することができる。

（特記仕様書）

第8条 積算業務の特記仕様書は、別に定める「青森県県土整備部土木工事積算業務委託特記仕様書」により作成する。

（契約）

第9条 積算業務の契約は、「建設関連業務委託契約書（平成15年3月20日青監第1783号）」による。

（守秘義務）

第10条 受注者は、青森県土木積算システム及び当該システム操作マニュアル、その他調査職員が指定する物品又は資料等を外部に持ち出してはならないほか、業務上知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

（情報セキュリティ）

第11条 受注者は、青森県土木積算システムの使用に当たっては、青森県が開示する情報セキュリティポリシーを遵守すること。

（測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）への登録）

第12条 積算業務は、一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）への登録申請の対象外とする。

（成績評定）

第13条 積算業務は、成績評定の対象外とする。

（適用）

第14条 積算業務の施行に当たっては、この要領及び「積算業務委託特記仕様書」によるほか、「設計業務等共通仕様書」に基づき実施する。なお、この要領及び「積算業務委託特記仕様書」は、「設計業務等共通仕様書」に優先する。

（その他）

第15条 この要領に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は平成26年4月1日から施行する。